

労働条件通知書・就業規則の明示事項

労働条件通知書の明示事項		就業規則の明示事項
絶対的明示事項	昇給関連事項を除き、すべて書面等で明示	
	①労働契約の期間に関する事項	×
	②期間の定めのある労働契約（有期労働契約）を更新する場合の基準に関する事項（労働契約法に規定する通算契約期間または有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には、当該上限を含む。） *有期労働契約であって当該労働契約の期間満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り明示 *無期転換申込権が発生する有期契約労働者には、無期転換申込に関する明示が必要	×
	③就業の場所、従事すべき業務に関する事項（就業の場所および従事すべき業務の変更の範囲を含む。）	×
	④始業・終業の時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、就業時転換に関する事項	○
	⑤賃金（退職手当・賞与等を除く）の決定、計算および支払いの方法、賃金の締切りおよび支払いの時期、昇給に関する事項	○
	⑥退職に関する事項（定年制の有無、手続き、解雇事由等）	○
	⑦退職手当の定めをする場合の対象労働者の範囲、退職手当の決定、計算および支払いの方法、支払いの時期	○
	⑧臨時に支払われる賃金、賞与、最低賃金	○
	⑨労働者が負担する食費、作業用品等	○
相対的明示事項	⑩安全・衛生	○
	⑪職業訓練	○
	⑫災害補償および業務外傷病扶助	○
	⑬表彰および制裁	○
	⑭休職	○

* 「相対的明示事項」とは、会社に定めがある場合にのみ明示する事項をいう。